

沼田市独自報酬算定要領

—提出方法—

- ・「地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書」の提出による
- ・提出部数は2部（正本・副本）※副本（写し）は内容確認の後、事業所控えとして返却

—該当判定基準—

【共通】

- ・沼田市独自報酬算定基準に該当した場合の負担に対して登録者（または登録者家族）が同意していること（要：資料添付）。
- ・独自報酬算定の前々月において要件を満たしていること。
- ・独自報酬算定の前々月において介護報酬算定が減算対象となっていないこと。
- ・独自報酬算定の前々月において管理者及び計画作成担当者に課せられた必要研修を修了していること
- ・独自報酬算定の前々月において行政指導及び行政処分を受けていないこと。または受けている場合、既に改善済みであること。

【各項目】

利用者への直接的なサービスに関する項目

①訪問機能の強化

- ・介護従事者の総数及び有資格者（研修修了者※1）の数は常勤換算（※2）とすること。
- ・勤務形態一覧表と対象者となる有資格者（研修修了者）の資格証明資料（写し）を添付すること。

※1 独自報酬算定の前々月において有資格（研修修了）となっていること。

※2 介護保険最新情報 Vol. 69（平成21年4月改定関係 Q&A（Vol. 1）について p46〇その他）を参照

②認知症高齢者の日常生活自立度

- ・日常生活自立度は主治医意見書により判断すること。なお、この際の主治医意見書は加算算定対象月において有効である認定結果判定時の主治医意見書とする。
- ・対象者加算のため、対象者一覧表を添付すること。

地域への貢献等に関する項目

①地域との交流状況

- ・登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みの内容がわかる資料を添付すること。
- ・交流事業の実施状況又は参加状況のわかる資料（要：写真添付）を添付すること。